

都市計画道路網の見直しの基本的な考え方について（案）

目 次

-
- 1．見直しの基本的な考え方について
 - 2．見直しに伴う諸課題について
 - 3．今後の検討の進め方について
-

平成 18 年 2 月 14 日

1 見直しの基本的な考え方について

(1) 見直しの検討対象

見直し検討対象

社会経済情勢の変化や将来都市像を踏まえ、都市計画道路の必要性等について検証・評価を行うものを「見直し検討対象」とし、見直し検討対象の選定の考え方は、次のとおりとします。

道路種別

幹線街路、区画街路及び特殊街路とします。

なお、市内には都市計画決定された自動車専用道路もありますが、その必要性等については、首都圏の道路体系などを踏まえた広域的観点から検証・評価することが重要になるため、別途検討することが望ましいと考えます。

ただし、幹線街路などの必要性等を検証・評価する際には、自動車専用道路との関係性を踏まえて検討を行います。

整備状況

検討対象は、整備済及び事業化予定路線・区間（事業中を含む）を除く未着手（概成済含む）の路線・区間とします。

都市計画決定後の経過年数

原則として条件としません。ただし、見直し検討期間中に都市計画決定されたものは対象外とします。

道路交通改良等検討対象

整備済の都市計画道路であっても、幹線道路の交差点部において著しい交通渋滞が発生している場合など、道路交通問題の早期改善に向けて重点的な取組が必要な路線・区間については、「道路交通改良等検討対象」とし、改良方針を検討します。

また、見直し検討対象となった都市計画道路についても、計画どおり整備した場合、将来的に道路交通問題の発生が考えられる場合には、検討対象に加え改良方針を検討します。

(2) 検討の進め方

検討の進め方については、「見直し検証対象」、「道路交通改良等検討対象」それぞれについて、次のように行います。

「見直し検討対象」の検討の進め方

見直し検討対象となった路線・区間については、A～Dの順により、都市計画道路としての機能、役割、あるいは必要性などについて検証を行います。

A 機能検証

都市計画道路が担う機能には、大きく分けて、市街地形成機能、交通機能、空間機能があり、このなかで、各道路がどのような機能を担う必要があるのかを検証します。都市計画決定後の状況変化などにより担うべき機能がなくなった都市計画道路や担うべき機能と現在の計画に不整合がある都市計画道路などは見直しを検討します。

B 機能代替性検証

効果的、効率的に道路体系を構築していくためには、都市計画道路と同等の道路規格を有する既存道路などを積極的に活用していくことが欠かせません。そのため、機能代替性検証では、都市計画道路の機能を代替する既存道路がないかを検証します。機能を代替する既存道路がある都市計画道路は見直しを検討します。

C 実行性検証

都市計画道路の構造や地形条件等によっては事業が困難である場合があります。そのため、都市計画道路の事業実行性を検証します。事業実行性に問題がある場合には、実行性のある都市計画道路となるよう見直しを検討します。

都市計画道路網の素案候補

A～Cの過程を経て、都市計画道路網の素案候補を選定します。

D 交通量検証

都市計画道路網の素案候補について、交通量による検証を行います。素案候補に問題がある場合には、A～Cへフィードバックして代替案を再検討します。

「道路交通改良等検討対象」の検討の進め方

道路交通改良等検証対象については、道路空間の再配分や、道路拡幅、道路新設などから実行性の高い改良方針を検討します。なお、見直し検討対象については、A～Dの検証を行っても代替案がない場合は、この中で改良方針を検討します。

(3) 「見直し検討対象」路線・区間の検証・評価

A 機能検証

各路線及び区間について、(a)～(g)について機能検証を行います。
(a)～(g)のいずれかの機能を持っていれば「機能を持つ路線・区間」とします。

(a) 周辺都市・拠点等への連絡性（幹線機能を担う道路）

以下に該当する路線・区間を幹線機能を担う都市計画道路とします。

【例示】

- ・ 首都圏ネットワークを構成する道路
- ・ 市域を越えて連続する道路で、隣接都市においても幹線機能を担う道路
- ・ 首都圏ネットワークの機能を補完する枝線道路
- ・ 市内拠点、市外拠点へ連絡し、地域の交流・連携に寄与する道路
- ・ インターチェンジ、空港、港湾などの広域交通結節点へ連絡する道路
など

(b) 拠点形成等との一体性

以下に該当する路線・区間は、拠点整備や関連計画との一体性から、必要性の高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 市街地再開発や土地区画整理事業などの面的整備事業等の土地利用計画と一体的に計画されている。
- ・ 高速道路整備事業や鉄道事業、公園事業、河川改修事業等の他事業と一体的に計画されている。
など

(c) 交通の円滑性

以下に該当する路線は、交通の円滑性向上を図るうえで、必要性の高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 混雑の解消に役立つ路線または、並行する道路の混雑解消に役立つ。
- ・ 住宅地の中にある生活道路から通過交通を排除する等の迂回機能が認められる。
- ・ ネットワークの欠落区間の整備により連続性が期待され、移動距離の大幅な短縮に寄与する。
など

(d) 歩行者等の安全性・快適性

以下に該当する路線・区間は、歩行者や自転車の安全性・快適性の向上を図るうえで、必要性の高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 交通バリアフリー法の重点整備地区内の特定経路などに指定されている。
- ・ 路線に近接して、自転車・歩行者交通を大量に発生させる学校、商店街、病院、鉄道駅、住宅団地等があり、自転車・歩行者交通の安全性、快適性を確保する手段が当該路線・区間の整備以外にない。
- ・ 歩行者、自転車の事故が多い、若しくは、事故の危険性が高い区間の安全性の確保に寄与する。
など

(e) 都市防災上の必要性

以下に該当する路線・区間は、都市防災上、必要性の高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 関連計画等に緊急輸送路や避難路、延焼遮断路として位置付けがある。、若しくは、当該路線を整備しない場合、災害時の医療施設への緊急輸送路や避難場所への避難路、あるいは延焼遮断路が確保できなくなる。
- ・ ポンプ車が入れない、消火ホースが届かない等、消防活動が困難な消防危険区域（警防活動指定地域）を解消する。
など

(f) 景観・環境形成などの必要性

以下に該当する路線・区間は、道路の景観や沿道環境の形成を図るうえで、必要性の高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 関連計画等に景観、緑などのネットワークを形成する道路として整備の重要性が位置付けられている。
など

(g) 公共交通導入の必要性

以下に該当する路線・区間は、バス等の公共交通サービスの向上を図るうえで、必要性の高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 現道が幹線的なバス路線・区間となっており、当該路線の整備によりバスの走行性向上が期待できる
など

B 機能代替検証

以下のような路線・区間は、周辺道路による機能代替性が高い路線・区間とします。

【例示】

- ・ 都市計画道路の機能を都市計画道路の現道や当該路線・区間と起終点が同じか近傍にある周辺道路で代替できる可能性がある。 など
 - (都市計画道路の現道：道路拡幅等の都市計画が定められているが未着手となっている既存道路)
 - (周辺道路：幹線道路の場合は500m以内、補助幹線道路の場合は250m以内)
 - (代替機能を有する可能性のある道路：道路機能、交通容量が同等の能力を有する道路)
 - (交通の円滑性の面で機能代替が可能とみなす場合は、代替する現道や周辺道路が混雑していないこと)

C 実行性検証

事業化の予定がある道路について、都市計画道路を現計画どおりに整備した場合、実行性を著しく低下させる支障要因がないかを検証します。なお、事業化の予定がある道路とは、道路整備プログラム等に位置付けられる道路とします。

機能を一部区間代替する既存道路が存在する場合には、現計画の都市計画道路を整備する場合と既存道路を活用して代替道路を整備する場合における実行性を比較検証します。

なお、それ以外の道路は、現計画のとおり存続とし、事業化が予定された時点の状況を踏まえて事業実行性を検証することとします。

D 交通量検証

都市計画道路網（素案候補）をベースとした将来道路ネットワークにより将来交通量の推計を行い、都市計画道路網の見直しによる交通処理面での問題、課題、影響等を路線ごとに検証します。

(4) 「道路交通改良等検討対象」路線・区間の検討

交通量検証を行った結果、将来的に道路交通問題の発生が予想される都市計画道路や整備済の都市計画道路であっても道路交通問題が発生しており、早期改善に向けて重点的な取り組みが必要な都市計画道路については、以下の ~ の観点から改良方針を検討します。

道路空間再配分による改良

計画幅員はそのままに、道路空間の再配分（幅員構成の再整備）による問題箇所の改良の可能性について検討します。

道路の拡幅による改良

による対応では、道路交通問題が改善されない場合、部分的な拡幅による問題箇所の改良の可能性について検討します。

道路の新設による対応

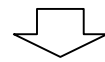
その他（TDM施策等による対応）

、による対応では、道路交通問題が改善されない場合に、やによる改良の可能性について検討します。

2 見直しに伴う諸課題について

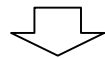
今回の都市計画道路の見直しにより、今後も存続していく路線、変更・廃止を検討していく路線を位置づけていくこととなりますが、都市計画道路の見直しを進めていくにあたっては、様々な諸課題があると考えられます。

変更・廃止を検討していく路線については、変更・廃止による住民との合意形成が重要となります。また、都市計画道路の見直しに伴う用途地域等の変更により沿道建築物への影響も考慮する必要があります。



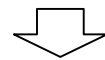
課題1 見直しにおける住民合意形成
課題2 路線型用途地域等の変更

川崎市は東京都や横浜市などと接していますが、市域を跨ぐ路線を見直す場合には、隣接都市との整合を図っていくことが重要です。こうした中で、一部の都市計画道路では、市境において道路の線形や幅員が整合していないなどの課題があることから、見直しに際しては、隣接都市と協調した解決への取組が求められます。



課題3 隣接都市との整合性

今回の見直しでは、計画論だけでなく事業論も含めた観点から検討を行っています。このため、見直しの後、整備を図っていく路線については、限りある財源の中で、必要性の高い路線を効果的かつ効果的に整備を進めていくことが必要であり、その際には、次のような観点が重要となると考えます。



課題4 道路構造令の弾力的な運用、道路空間の効果的な運用
課題5 計画と連動した効率的、効果的な都市計画道路整備への取組

そのため、以上の点については、見直しに伴う諸課題として、関連する施策などと調整を図りながら検討を深めていく必要があると考えます。

また、これらの課題以外でも、今後の見直し検討を進める中で、検討が必要と考えられる課題については、最終答申に向けて検討を行ってまいります。

3 今後の検討の進め方について

平成17年度末には、これまでの検討をまとめて都市計画審議会へ報告し、審議会の審議を経て中間答申を行います。さらに、平成18年度以降以下のような手順で検討を行ってまいります。

(1) 検討内容

第5回「見直し路線の選定方法について」

見直しの基本的な考え方に基づき、未着手路線・区間の必要性を検証する（見直し対象を選定する）指標の検討や選定の手順など、具体的な選定方法について検討を行います。

第6回「見直し路線の選定について」

各未着手路線・区間について、第5回で検討した選定方法に基づき、見直しが望ましい路線・区間の選定を行います。

第7回「路線別見直し方針について」

見直しが望ましいとされた路線・区間について、地域の現状や見直しに伴う影響などを整理し、具体的な見直しの方針（廃止・変更等）を検討します。

第8回「まとめ」

すべての検討をまとめて、審議会への最終報告を作成します。

平成18年度末には、「小委員会の最終報告」を審議会へ報告し、審議会の審議を経て最終答申を行います。

(2) 市民意見の募集

都市計画道路網のあり方や見直しに関する検討は、直接、市民の権利財産に関わる事項であるが故に、検討に際しては、市民から意見を伺い、その意見を十分考慮して最終答申をまとめていく必要があります。

このため、中間答申及び路線別見直し方針について、パブリックコメントを実施します。